

第1部 計画の策定にあたって

第1章 北九州市のこれまでの取組

(1) 公害の克服

北九州市は、明治 34 年の官営八幡製鐵所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和 30 年代半ばから昭和 40 年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。このような深刻な状況の中で、市民・事業者・行政等の関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組を実施したことにより、昭和 50 年代後半には劇的に改善されることとなりました。行政においては、昭和 46 年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和 47 年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施してまいりました。

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和 50 年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移ってまいりました。

昭和 63 年には、市民生活の質的向上と安全で快適な環境都市づくりを目指した本市の基本構想「北九州市ルネッサンス構想」を策定し、平成 5 年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

昭和 60 年代以降になると、地球温暖化や酸性雨などの地球規模の環境問題がクローズアップされるようになり、様々な分野での地球環境保全への取組が重要視されてきました。本市では、平成 8 年に「アジェンダ 21」の地域版(ローカルアジェンダ)を策定、さらに平成 12 年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組を総合的・計画的に推進してまいりました。

(3) 環境国際協力の推進

本市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、同様の問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和 60 年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を実施してまいりました。このような公害対策や環境協力の取組は、UNEP グローバル 500(平成 2 年)、国連地方自治体表彰(平成 4 年)の受賞という形で実を結び、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成 8 年には、友好都市である中国・大連市との環境協力において、地方から提案されたプランがわが国で初めて政府 ODA に位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。

このような成果が国際的に高く評価され、平成 14 年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

さらなる都市間環境協力の推進を図るため、平成 9 年に設立したアジア環境協力都市ネットワーク(5ヶ国7都市)に加え、平成 16 年に、東アジア経済交流推進機構(中国 4 都市、韓国 3 都市、日本 3 都市)を創設し、様々な取組を実施しています。

平成 22 年 6 月には、環境ビジネスの手法を活用し、技術移転を行うことで、アジアの低炭素社会の実現と本市の地域経済の活性化を図るための中核機関として、「アジア低炭素化センター」を開設しました。

(4) 循環型都市づくり

本市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積をもとにして、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること(ゼロ・エミッション)」を目指し、資源循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

その中でも、エコタウン事業は、平成9年7月に全国に先駆けて国の承認を受け、「産業振興施策」と「環境保全施策」を統合した独自の地域政策として、積極的に環境に配慮した産業都市づくり、持続的発展が可能な社会の実現に向け、多くの成果をあげてきました。

また、平成 14 年 8 月にエコタウン事業第2期計画を策定、平成 16 年 10 月に対象エリアを市域全域に拡大し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業などの新たな環境産業の誘致、既存産業インフラ等を有効活用する事業の創出、ものづくりの段階での環境配慮促進など新たな事業を進めています。

他方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった「循環型」を目指し、平成 10 年 7 月の家庭ごみ有料指定袋制の導入以来、平成 16 年 10 月の事業系ごみ対策、平成 18 年 7 月の家庭ごみ収集制度の見直しなど具体的な施策を展開し、循環型社会の構築に向けた取組を推進してきました。

平成 23 年 8 月に、従来の「循環型」の取組に「低炭素」、「自然共生」の取組を加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

(5) 世界の環境首都を目指して

現在、地球的規模で進んでいる環境問題の解決に向けて、日々の暮らし方、産業活動や都市づくりのあり方などを、環境の視点から見直すと同時に、多くの人々と情報を共有し、お互いに理解し協力しあうことが必要です。

環境問題と社会活動、経済活動の深い結びつきを踏まえ、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に捉えていく必要があり、市民・NPO、事業者・行政などのあらゆる主体が協働して、幅広い視点から環境保全の取組を推進するため、平成 16 年 10 月に世界の環境首都を目指した「グランド・デザイン」を策定しました。この環境首都グランド・デザインでは、「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」という基本理念のもと、「共に生き、共に創る」(社会的側面)、「環境で経済を拓く」(経済的側面)、「都市の持続可能性を高める」(環境的側面)の3つの柱を掲げ、様々な取組を進めています。さらに平成 19 年 10 月には、「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画として、「北九州市環境基本計画」を策定しました。

(6) 環境モデル都市・北九州市の新たな挑戦

本市は、平成 20 年 7 月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定されました。平成 21 年 3 月には、提案内容を具体化する行動計画「北九州市環境モデル都市行動計画(北九州グリーンフロンティアプラン)」を策定し、地域が一体となって低炭素社会づくりを進めています。

また、平成 22 年 4 月に、国の「次世代エネルギー・社会システム実証」地域の一つに「北九州スマートコミュニティ創造事業」が選定されました。この事業では、次世代送電網(スマートグリッド)を中核に、次世代交通システムやライフスタイルなど、「まちづくり」そのものの変革を目指した取組を進めています。

さらに、平成 23 年 7 月に、経済協力機構(OECD)から、都市のグリーン成長モデル(環境と経済が両立した都市発展モデル)となる都市にアジアで初めて選定された。本市が日本のトップを走る環境モデルとして評価されたもので、本市のグリーン成長に関する施策、事業、成果等について、OECD による分析・評価が行われ、その成果は、すべての OECD 加盟国に報告書として配布されます。

今後も、これまでの経験、取組の中で育んできた「市民の力」を発揮しながら、持続可能な社会の実現を目指していきます。

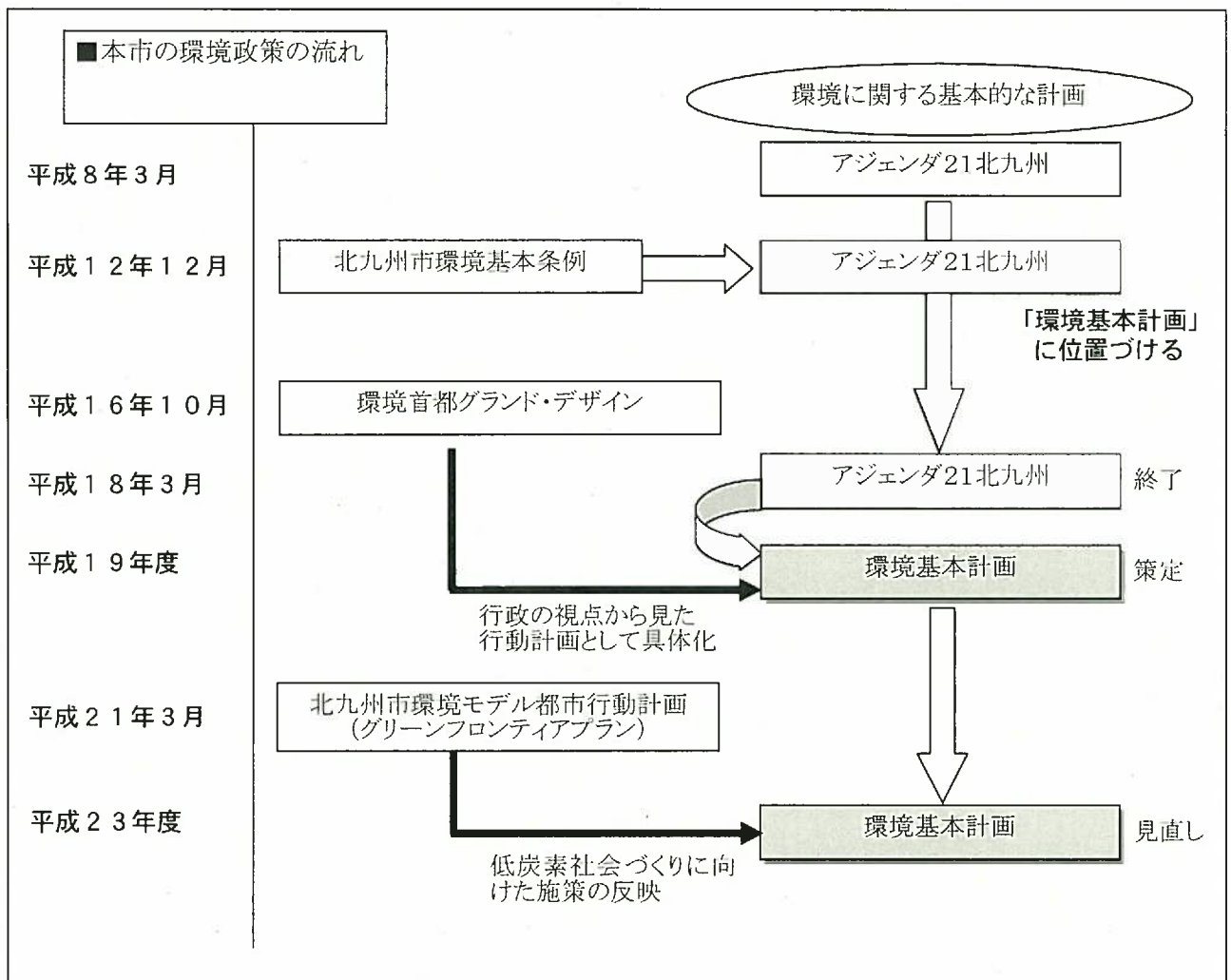
第2章 計画の基本的事項

(1) 計画策定の経緯・趣旨

北九州市は、平成12年に「アジェンダ21北九州」を北九州市環境基本条例(平成12年12月制定)に基づく環境基本計画として位置づけ、地球環境保全を含む環境保全全般に関する総合的・計画的な取組を進めてきました。このアジェンダ21北九州の計画期間が終了(平成17年度)することから、新たな環境基本計画を策定する必要が生じました。

一方、平成16年10月、「世界の環境首都づくり」の実現に向けて、市民、NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して取り組むための行動計画として「環境首都グランド・デザイン」を策定し、このグランド・デザインに掲げた理念や行動原則に基づいて環境首都づくりへの取組を進めてきました。

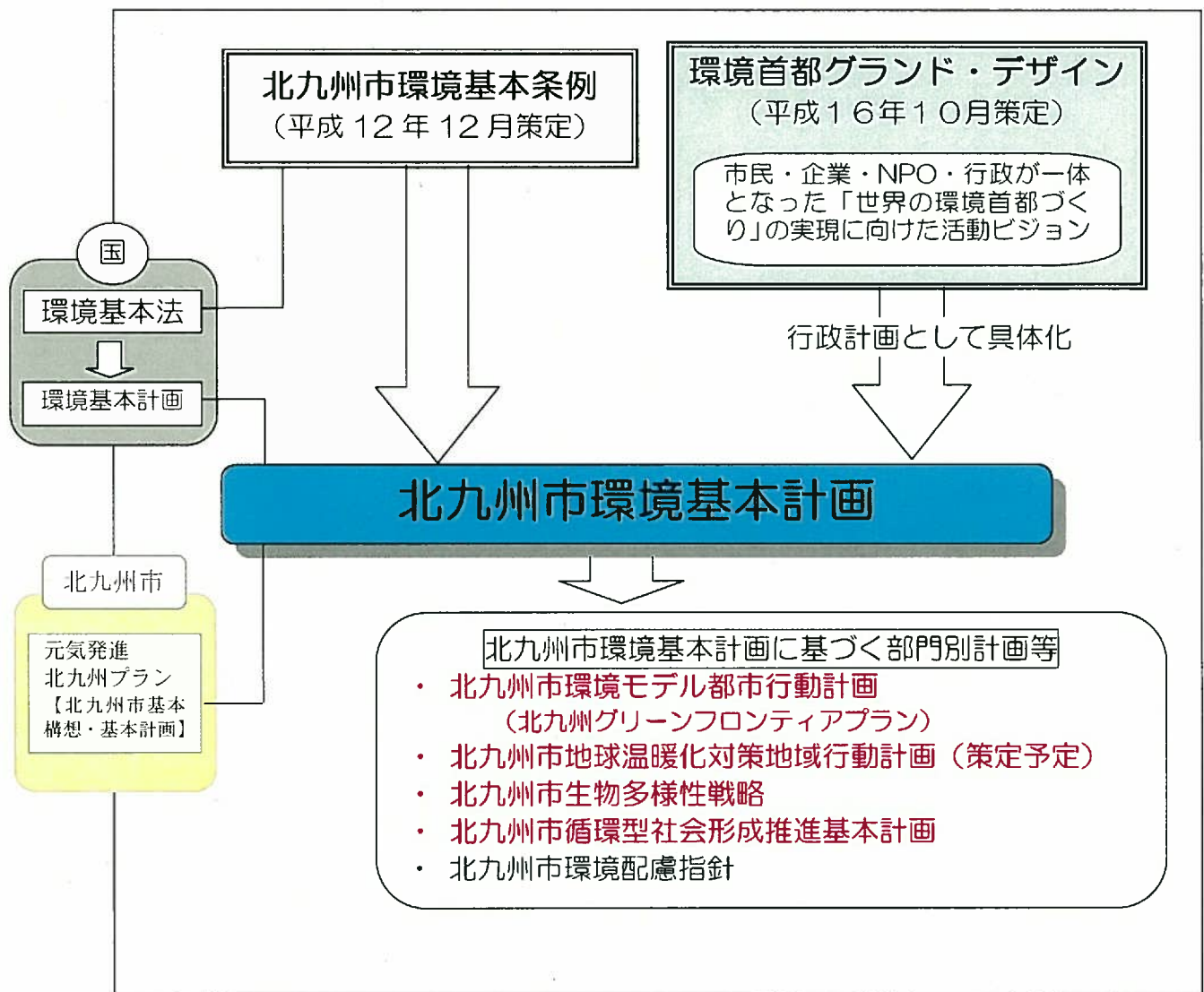
このような背景のもと、この「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画として、平成19年10月に、北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」を策定し、計画に掲げる4つの政策目標に基づき、市民・NPO・企業・研究機関、行政等が一体となった様々な取組を進めていました。この計画の期間が、平成23年度で満了するため、計画の見直しを行うものです。



(2) 計画の性格

この計画は、北九州市環境基本条例第 8 条に定める環境基本計画であり、また、「世界の環境首都づくり」に向けて市民、NPO、事業者、行政が共に取り組む活動ビジョンである「環境首都グランド・デザイン」に掲げる基本理念（「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ）を実現するため、行政が取り組むべきことを明らかにし、その実効性を担保する行政計画です。

なお、この計画は、北九州市環境基本条例第 8 条第 7 項に基づき策定する、各部門計画の、上位計画となるものです。



(参考)環境首都グランド・デザインの要旨

■環境首都グランド・デザインとは……

「人と地球、そして未来の世代への北九州市民の約束」

このまちの環境を良くし、経済を活性化させ、ずっと快適に住み続けられるまちにするために、そして「環境首都」として認められるすばらしいまちを目指して、市民、団体、企業、行政など地域のあらゆる人々が力をあわせて行動を起こしていくための活動ビジョン

前文

“環境は人の生存を支えるために欠くことのできないもの”との原点に立ち返り、「真の豊かさ」にあふれたまちを育み、未来の世代に引き継ぐことを決意する。

背景と決意：なぜ環境首都を目指すのか

地域の取り組みが重要であること
 持続可能な社会への役割を率先して果たしていくことが使命
 ここで暮らせて良かったと心から思えるまちにすること
 次のような課題を解決するため
 (ものを大切にすること、美しい街並み、マナーやモラル、エネルギー、情報共有・協力、など)

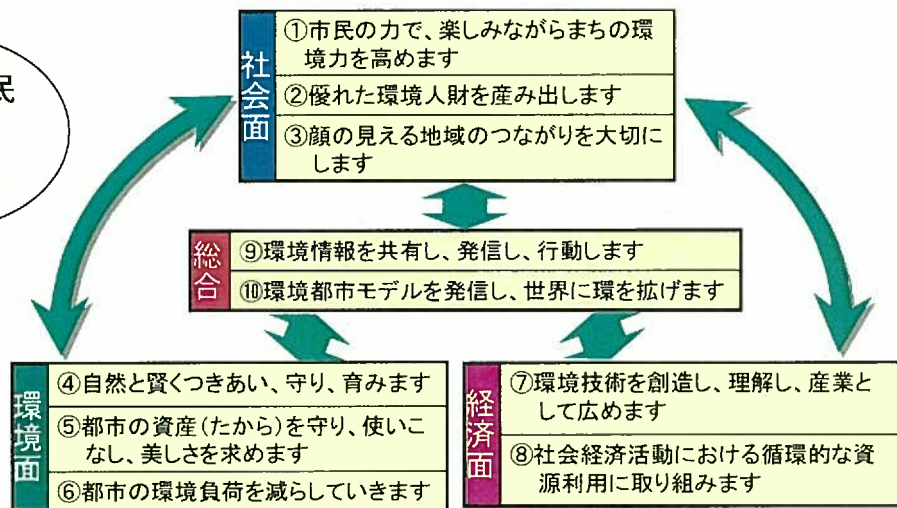
基本理念

「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ

これをあらゆる行動の最上位の価値基準に位置付け、その実現のために3つの柱を掲げる。



北九州市民
環境行動
10原則



(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりが、かつての激甚な公害を克服した経験を活かしつつ、自然、他の地域及び将来の世代と関わりながら生活しているという認識の下、多様化し、地球全体に広がる環境問題に取り組み、持続的発展が可能な都市づくりを進めるための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下同じ。)に関する施策の基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- (2) すべての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (3) 豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における環境の保全のための取組を積極的に行うこと。
- (5) アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うことにより、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他の環境の保全の推進を図ること。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を自覚し、公平な役割分担の下に、相互に協力かつ連携して取り組むこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
 - (2) 環境の保全に関する総合的な施策の方針
 - (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 市長は、定期的に環境基本計画に基づく施策の進捗状況を点検するとともに、必要があると認めるときは環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- 7 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要があるときは、別に部門ごとの計画を定めることができる。

(3) 計画の期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までとします。計画策定後は、環境に関する科学的知見の変化、社会経済情勢の推移を見ながら必要に応じて改定します。

(4) 計画の対象地域

本計画が対象とする地域は、北九州市の行政区としますが、交通・情報通信手段の発達や経済活動の進展に伴い、日常生活や経済活動の範囲は、市町村の区域を越えて、ますます拡大しています。さらに、市民の価値観の多様化やライフスタイルの変化、環境問題への関心の高まりなどにより、行政サービスの一層の高度化が求められています。

このような行政ニーズに、効率的、効果的に対応していくために、市町村がそれぞれの行政区域を越え、環境保全や廃棄物処理など様々な行政サービスを広域的な視点から連携・調整しながら進めていきます。

(5) 計画の概要と体系

第1部 計画の策定にあたって

- 第1章 北九州市のこれまでの取組
 第2章 計画の基本的事項
 ①計画策定の経緯・趣旨
 ②計画策定の性格
 ③計画の期間
 ④計画の対象地域
 ⑤計画の概要と体系

第2部 環境基本計画の目指すもの

- 第1章 環境基本計画の基本理念
 「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ
 第2章 基本理念を実現するための3つの柱
 ○共に生き、共に創る
 ○環境で経済を拓く
 ○都市の持続可能性を高める

第3章 政策目標

- 地域から世界にひろがる北九州市民環境力の強化
 ○**地域からの低炭素社会づくりの推進**
 ○**循環型社会づくりの推進**
 ○**生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保**

第3部 基本施策の展開

第1章 地域から世界にひろがる北九州市民環境力の強化

- 第1節 環境活動と地域コミュニティ活性化の好循環
 第2節 優れた環境人財の育成
 第3節 環境情報の共有と発信
 第4節 **国際的な協働・ビジネスの推進**

第2章 地域からの低炭素社会づくりの推進

- 第1節 低炭素社会を実現するストック型社会への転換
 第2節 低炭素化に貢献する産業クラスターの構築
 第3節 次世代エネルギー拠点の総合的な構成

第3章 循環型社会づくりの推進

- 第1節 総合的・先導的な廃棄物対策の推進
 第2節 環境産業拠点都市の形成
 第3節 社会経済活動における資源の循環利用

第4章 生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保

- 第1節 都市と自然が共生するまちづくり
 第2節 安心して暮らせる快適なまちづくり
 第3節 都市のたから(資産)を活かしたまちづくり

第4部 戦略プロジェクトの推進

- 北九州環境学検定制度
 ○持続可能な開発のための教育(ESD)の拠点化
 ○アジアの環境人財育成拠点形成事業
 ○北九州エコライフステージの開催
 ○環境首都15人フォーラム
 ○北九州市 **今後 見直し予定**
 ○生ごみ地域
 ○わがまちの環境自慢
 ○市民環境力による3R推進の諸事業
 ○菜の花プロジェクトの推進

- エネルギー関連技術開発及び導入の推進
 ○まちのエネルギーシェイプアップ事業(ESCO事業の普及)
 ○小倉都市 **今後 見直し予定**
 ○八幡東田 **今後 見直し予定**
 ○太陽光発電など地球温暖化対策関連設備への導入支援
 ○次世代エネルギーパーク構想の推進

- 3R技術高度化による新たな環境産業の創出
 ○北九州エコプレミアム産業創造事業及びエコアクション21認証登 **今後 見直し予定**
 ○北九州エ **今後 見直し予定**
 ○食品廃棄物のバイオマスエネルギー化等の促進

- 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成事業
 ○自然環境 **今後 見直し予定** の活動推進
 ○北九州市 **今後 見直し予定**
 ○里地里山の休養と持続的な利用
 ○曾根干潟の保全と利用

第5部 計画の総合的推進

- 第1章 計画推進の基本的考え方
 第2章 計画の進行管理
 第3章 計画の推進体制
 第4章 進捗指標